

## 新たな食料・農業・農村基本計画における農村振興の強化を求める意見書

我が国の農畜産物は、相次ぐ大型自由貿易協定等の発効に伴う農畜産物の国境措置の脆弱化によって、外国産農畜産物との市場競争に晒されており、農業者は厳しい経営環境下に置かれている。さらには、近年、自然災害による甚大な農業被害が頻発しており、農業基盤整備が急務となっているほか、新型コロナウイルス感染症などの新たな脅威による農業や地域経済への影響が懸念されている。

こうした課題などに対応し、農業の持続的発展を図っていくため、国においては、本年3月に、今後10年間の農政の指針となる新たな「食料・農業・農村基本計画」を策定し、食料自給率の向上と食料安全保障の確立に向け、産業政策と地域政策を車の両輪として、様々な施策を進めていくこととしている。

計画の推進に当たっては、「食料の安定供給の確保」「多面的機能の十分な発揮」「農業の持続的な発展」「農村の振興」の理念のもと、地域に対して実効性ある具体的な支援を講じていくことが何より重要であることから、下記のとおり強く要望する。

### 記

- 1 農村地域で安心して暮らせるよう、医療・福祉・教育・雇用・情報通信などの生活環境について、都市部と同等の水準まで整備する上で必要となる支援策を講じること。また、農地や農村地域の維持・活性化に繋がるよう、日本型直接支払制度の拡充・強化など、さらなる支援策を講じること。
- 2 食料安全保障の観点から、新たな食料・農業・農村基本計画で掲げる食料自給率目標（カロリーベース45%）を確実に達成できるよう、農畜産物の市場開放に歯止めをかけるとともに、国内農業の生産体制強化や農村の振興に向けた具体的な施策を講じること。また、農業経営の安定化に向けて、経営所得安定対策の充実などを図るとともに、災害に強い農業づくりに向けた十分な財政措置を講じること。
- 3 家族農業や農業法人など多様な農業経営体が共存できるよう、農村地域政策の充実を図ること。また、次世代を担う新規就農者や後継者など、担い手の育成・確保対策を強化するとともに、農村人口の維持や移住・定住促進に向けた環境整備のための手厚い財政支援を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年6月25日

帯 広 市 議 会

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、  
厚生労働大臣、農林水産大臣 あて